

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく事業
(草の根活動支援事業)

様々な困難で困窮する女性の経済的自立支援事業

～困窮女性の経済的自立を目指す居住・生活支援から就労までの包括支援～

公募要領①

実行団体公募要領

応募期間：2023年6月1日（木）～7月31日（月）

公益財団法人パブリックリソース財団

※本応募要項は「様々な困難で困窮する女性の経済的自立支援事業」に特化した内容を掲載しており、休眠預金制度の助成全般に係る規定や注意事項等は、公募要項②「実行団体公募説明資料」をご参照ください。

1 はじめに

パブリックリソース財団は、休眠預金等活用法に基づく、休眠預金を活用した民間公益活動の促進の一環として、様々な困難を抱えて困窮状態にある女性に対し、個々の支援ニーズに応じて緊急期支援から居住生活基盤整備、就労まで、切れ目のない支援により経済的自立を図る包括的支援モデル事業の構築を目指す「様々な困難で困窮する女性の経済的自立支援事業」を開始します。

従前より、女性の非正規雇用比率は半数を超えており、単身世帯で勤労世帯（20歳～64歳）の女性の約4分の1、65歳以上の女性の約半数が相対的貧困状態にあります。さらに2020年～2022年にかけて新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、不安定な職につく単身女性やシングルマザーが失業や収入減に陥る、虐待やDV被害などを受けている若年女性が家庭に居づらくなり居場所を失うなど、脆弱な環境下にある女性ほど、深刻な経済的困窮状態に陥る悪循環が生じています。

様々な困難から困窮する女性が抱える共通課題として大きく次の3点が指摘できます。

1つは、従前より非正規雇用が半数を占める女性労働市場を背景に、アルバイトやパートといった不安定で賃金の低い雇用形態下にいる女性が多いことです。単身で勤労世帯の女性の約4分の1、65歳以上の女性の約半数が相対的貧困状態にあると指摘されており、40年後には未婚や離別した65歳以上の単身女性の半数、290万人が生活保護レベル以下の収入になると予測されています。

2つ目は、居住貧困の問題です。世帯収入が低い母子世帯や非正規雇用の単身世帯の女性においても、民間の賃貸住宅に依存する傾向が高く、住居費負担が家計の3割以上を占めているという調査結果もあります。また、虐待やDV被害等で家を出ざるを得なくなった若年女性にも、身の安全を守り、生活基盤を作るための居住施設は圧倒的に足りていないのが現状です。

3つ目は、コロナ禍は、「女性不況」といわれるように、特に女性の失業と収入減を引き起こし、困窮度合が深刻化していることです。貧困率が50%を占めるシングルマザーの約半数が収入減となったと回答している調査結果もあります。女性全体では、2021年に失業した女性は77万人と前年比で1万人増えており、15～24歳の女性の失業率が4.2%と最も高く、次いで25～34歳が3.3%と続きます。さらにコロナ禍で、DV被害の相談件数は1.5倍に増加し、虐待相談件数も増加しており、自活する術を持たずに家を出ざるをえない若年女性やシングルマザーも増加しています。今後はコロナの影響だけでなく、原油高・物価高騰による家計への負担増により、困窮女性の生活困窮度の深刻度が増し、新たに困窮する女性が増加することが予測されています。

また法整備では、貧困や家庭内暴力などに直面する女性に向けた公的支援を強化するために、2022年5月に困難女性支援法が成立し、2024年4月に施行される予定となっています。しかし、求められる支援ニーズに対する公的資金は十分ではなく、環境整備はまだ追いついていないのが現状です。民間では、シェルター運営や就労支援などに取り組むNPO等がありますが、財政基盤が弱く増大するニーズに追いつかない状況にあり、特に緊急期に必要な住まいの確保や就労支援を実際の就労や収入向上に結び付ける方策に課題を抱えていることが指摘されています。

本事業では、こうした社会背景と課題を踏まえ、様々な困難をかけて困窮する女性の経済的自立を目指す、生活支援から就労までの包括支援モデルの構築を支援します。

2 本事業の目的

本事業は、様々な困難を抱え困窮状態にある女性（経済的に困窮状態にあたり、虐待やDV等により術がないままに自活を強いられる若年女性、生活困窮のシングルマザー、不安定雇用下の低収入で困窮する単身女性等）に対し、個々の支援ニーズに応じて、緊急期のシェルターをはじめ、ステップハウス、シェアハウス、コレクティブハウス等、生活の安定を目指した基盤づくりを目的とした居住支援、日常生活支援、個別相談や他の社会サービス等に繋げていく、ソフト面での生活安定支援、さらに自立に向けた就労支援に至るまで、切れ目のない支援により、女性の経済的自立を図る包括的支援モデル事業の構築を目指します。

特に、他地域での再現性・模倣可能性の高いもので、かつ、切れ目のない支援体制づくりを目指していることから、事業モデルを実現するために、地域の様々な支援機関、他セクターとの連携、自治体との連携・協働を重視します。

3 本事業の助成対象について

(1) 助成対象事業

本事業では、緊急期から自立に向けた就労支援に至るまで、切れ目のない支援により、困窮する女性の経済的自立を図る包括支援モデル事業の構築を目指します。

ここでいう包括支援モデルとは、ハード（住まい）とソフト（居住支援、就労に向けた自立支援まで）が一貫している支援を指します。また、1団体がすべてを担うのではなく、地域資源を繋げることに重点を置いた包括的な支援モデルの構築を目指します。

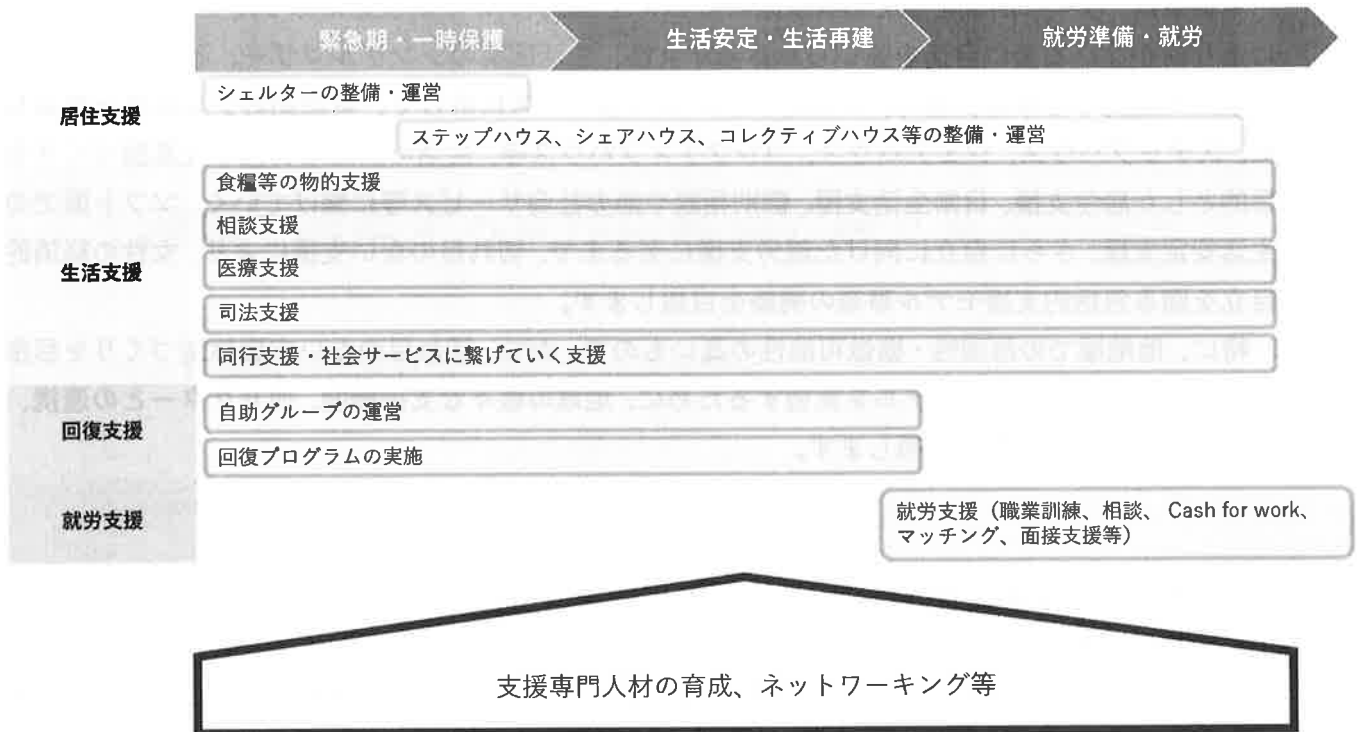
本事業が助成対象とする一連のシームレスな支援を図1「本事業が目指す女性包括支援の全体像と助成対象となる支援」に示します。

また、包括支援モデル事業を目指した、本事業で想定する助成対象事業例を下記に示します。これらの例で示されるような、本事業で中心となる困窮女性支援事業を進めながら、地域の様々な機関、支援団体、他セクターの機関等と連携・協働し、緊急期から就労までの切れ目のない包括的な支援事業モデルの構築を目指すものです。

(例)

- ① 緊急シェルターから受け入れを行うシェアハウスの整備、日常生活支援・同行支援を中心とした事業。個々の入居者のニーズアセスメントを行い、他の支援機関や行政と連携しながら、社会サービスに繋げるとともに、就労支援を行う支援団体とも連携していくことで自立を図る。また、日常生活支援・同行支援の専門性を持った人材育成にも取り組む。
- ② 地域の不動産会社と協働してコレクティブハウスの整備を行うとともに、地域企業の採用窓口とネットワークを構築して、Cash for Work 等先駆的な就労訓練や就労支援プログラムの開発と専門人材の育成を行う事業。本事業を通じて、就労準備から自立に向けた就労支援を実現する。入居者は他の支援機関と連携して受け入れを行う。

図1：本事業が目指す女性包括支援の全体像と助成対象となる支援



(2) 助成対象団体：6団体程度を想定

(3) 助成対象地域：全国

4 実行団体の要件

- (1) 経済的困窮・虐待やDV等様々な困難を抱える若年女性、生活困窮下にあるシングルマザー、不安定雇用下の低収入で困窮する単身女性等を対象として、緊急シェルター運営や物資配布支援、その他居住支援、生活安定・生活再建等の支援、回復支援、自立に向けた就労支援等で活動実績が3年以上ある団体
- (2) 次にあげる法人格を持つ非営利組織の団体（NPO法人、社会福祉法人、公益社団・公益財団法人、非営利型一般社団など）
- (3) 本事業を担当する有給職員が1名以上いること
- (4) 居住施設整備を含む事業を申請する場合、取得予定の建物や改修・改築する建物、賃貸する住宅や土地について、具体的な想定プランが既にあること

5 助成支援内容

(1) 資金的支援

緊急期から就労支援までの包括的な女性支援モデル事業構築に対して、助成対象期間（資金分配団体との資金提供契約締結時～2026年2月末まで）の合計で1団体あたり上限5000万円までとします。

事業規模や事業内容と照らして、助成申請額を審査します。なお、毎年継続審査を行います。

(2) 非資金的支援

① 専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

建築専門家アドバイザーや資金調達専門家アドバイザー等、事業推進にあたって必要となる専門家アドバイザーを派遣し、事業の円滑な実施と成果の実現を支援します。

② 事業評価支援

実行団体が行う自己評価の実施にあたり、事務局と必要に応じて評価専門家によるアドバイスを行います。

6 本事業の成果目標

短期的には、助成事業期間終了時に、様々な困難を抱え困窮状態にある女性に対し、個々の支援ニーズに応じて緊急期支援から居住生活基盤整備、就労まで、切れ目のない支援により経済的自立を図る包括的支援モデル事業が全国で6か所程度が誕生していることを成果目標とします。さらに、事業終了後の3年後に目指す中長期目標としては、以下の点を成果目標として設定します。

- 実行団体における変化：困窮女性の経済的自立を目指した切れ目のない包括支援のモデル事業となり、他地域への波及が促進されている。
- 受益者における変化：かつて困窮していた女性が、本事業を通じて支援を受けたことにより、継続的に働き、経済的自立を果たし、自己決定できる状態となっている。
- 社会における変化：困窮女性の存在と彼女らが必要とする経済的自立のための支援の理解が進み、法制度の整備が進み公的資金の充実化が図られ、民間資金も呼び込みながら、セクターを越えて、支援に必要となる機関、団体、企業等が連携し協働する仕組みが各地でうまれている。

7 資金助成の内容

(1) 資金助成

緊急対応から就労支援までの包括的な女性支援モデル事業構築に対して、助成対象期間（資金分配団体との資金提供契約締結時～2026年2月末まで）の合計で1団体あたり上限5000万円ま

で。

助成金の主な使途としては以下を想定しています。

①居住整備費

様々な困難を抱え困窮状態にある女性を受け入れる緊急シェルターやステップハウス、シェアハウス、コレクティブハウス等（※1）の居住の整備（※2）（取得・改修・改築、賃貸等）に要する費用（なお、他の公的資金が入らない・入っていないことを前提条件とする）

※1

緊急シェルター：暴力や虐待等を受け、緊急一時的に避難が必要となる入居者を受け入れる施設

ステップハウス：若年女性、母子生活支援施設での暮らしが合わないシングルマザー、生活に困窮する母子など、公的支援の枠に当てはまらない女性たちを受け入れ、様々なサービスに繋げる支援も行う施設

シェアハウス：個人の部屋は独立しているがそれ以外は全て共同スペースとなっている共同住居

コレクティブハウス：トイレやお風呂、キッチン等が個別の部屋の中に備え付けられて独立しており、その他の設備を共同で使用するスタイルの住居

※2

居住施設整備については、本公募要領 P.15-16 「15 補足・留意点」をよくご確認ください。

《費目の内訳例》

助成金の対象となる事業費は、下記の事例を想定しています。その他、事業実施に直接必要な経費として認められるものが対象となります。

事業費の費目は、実行団体が通常使用している勘定科目を使って申請してください。

居住整備費	居住施設の取得、建設、改修・改築、賃貸料、入居一時金、権利金（※）等
備品費	居住施設備品、家具、電気機器類、事務機器類
委託費	各種調査や実施設計・監理業務の委託費 （検査済証を取得するための委託費等を含む）
手数料	確認申請等を行う際の支払い手数料
仕入・材料費	改修等に必要原材料、資材、部品等の取得費用

※ 入居一時金、権利金等：将来返金可能性がある費用を除く

②その他の直接事業費

- ✓ 様々な困難を抱え困窮状態にある女性への緊急対応から就労支援にかかる直接事業費
- ✓ 緊急対応から就労支援に携わる人材の採用、育成にかかる費用、人件費

- ✓ 事業推進に必要となる専門人材等に対する業務委託費用
- ✓ 包括支援に必要となる他機関等との連携・協働にかかるネットワーキング、委託費等
- ✓ その他、事業目的に沿う必要経費

《費目の内訳例》

助成金の対象となる事業費は、下記の事例を想定しています。その他、事業実施に直接必要な経費として認められるものが対象となります。

事業費の費目は、実行団体が通常使用している勘定科目を使って申請してください。

人件費	人材育成を担当する職員の人件費、法定福利費（事業主負担分のみ）等
報償費	講師、専門家、外部協力者、個人等に対する謝金
教育・研修費	人材育成・研修参加費など
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、送迎時の費用を含む
会議費	会議開催費
備品費	寝具類、キッチン用品、日用雑貨、通信機器、オフィス器具・電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等
委託費	各種調査や育成業務の委託費
仕入・材料費	食糧、物資、その他原材料、副資材、部品等の取得費用

【注意事項（対象外経費等）】

- ・各種保険は助成対象外となります。
- ・資本金、敷金、保証金、保険金等（雇用に伴う社会保険料等は除く）は助成対象外となります。
- ・人件費は、1人30万円/月を上限とした2026年2月末支払いまでの給与を対象とします。上限を超える給与・賞与は各組織の自己負担とします。
- ・通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料は対象外です。
- ・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車等の特別料金、会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの、個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等は対象外です。
- ・上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合などは事前にご相談ください。

（参考 2_2022年度通常枠_実行団体向け_精算の手引き P.8 参照）

③管理的経費

- ✓ 本事業以外の他の事業との共通経費（人件費、設備費、光熱費等）
ただし、直接事業費の15%以内

<本事業の補助率は80%以内とします >

- ・本事業では、実行団体の総事業費の80%以内を助成金として資金支援します。総事業費のうち残り20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。
- ・ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的に自己負担分を減じることを検討します。しかし、3年目には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。
- ・特別な理由により補助率が80%を超える年度については、「(様式6)自己資金に関する申請書」を提出してください。(本公募要領 P.11 12.(2)応募書類を参照)

④評価関連経費

助成金額（事業費）の5.0%以内を上限に、事業評価にかかる費用を別枠で助成します。

（自己評価活動に必要な、調査・分析にかかる費用、業務委託費、評価専門家アドバイザーへの謝金等にかかる事業評価にかかる費用をカバー）

(2) 非資金的支援（※非資金的支援にかかる費用は助成金申請額に含めません。）

各実行団体の事業推進にあたり、必要に応じて、事務局とともに以下にあげる専門家アドバイザーとの伴走支援を実施します。

①専門家アドバイザーによる事業推進ならびに組織基盤強化のための支援

建築専門家アドバイザーや資金調達専門家アドバイザー、女性支援専門家アドバイザー等、事業推進にあたって必要となる専門家アドバイザーを派遣し、事業の円滑な実施と成果の実現や資金調達・専門性の高い人材育成といった組織基盤強化を支援します。

②事業評価支援

実行団体が行う自己評価の実施にあたり、事務局及び必要に応じて評価専門家によるアドバイスをを行います。

8 助成期間・助成金支払い時期

(1) 助成期間

初年度は資金分配団体との資金提供契約締結日以降 ～2024年3月末まで

2年目は2024年4月1日～2025年3月末まで

3年目は2025年4月1日～2026年2月末まで

(2) 助成金支払い時期

助成金支払い時期のスケジュールは、以下に記載する実行団体から資金分配団体への助成金申請に沿って行われる予定です。いずれも、申請から1か月以内を目安に資金分配団体から実行団体に助成金が支払われる予定です。

実行団体から資金分配団体への申請時期	申請額
資金提供契約締結後速やかに申請	事業開始以後 2024年3月分まで
2024年4月	4月～6月分 (3か月分)
7月	7月～9月分 (3か月分)
10月	10月～2025年3月分 (6か月分)
2025年4月	4月～6月分 (3か月分)
7月	7月～9月分 (3か月分)
10月	10月～2026年2月分 (5か月分)

9 事業評価の内容

本事業では、事業・プロジェクトのロジックモデル策定・成果指標の設定を行い、それをもとに、実行団体は、以下の自己評価を行います。評価にかかる費用は助成金には含まれません。別途助成金額（事業費）の5.0%以内の使用を目途に計画を立案していただきます。

なお、評価は実行団体が主体となり実施しますが、弊財団も側面的支援を行います。詳細は助成団体決定後に、採択団体と個別に調整し、決定します。

- ①事前評価：事業開始前にロジックモデルの策定、実施計画の策定を行い、事業の精緻化をはかり、今後の事業の進捗管理に活用します。同時に継続的にデータ収集可能なアウトプット指標、アウトカム指標を設定し、評価計画を設計します。
- ②中間評価：予算・人材・方法の投入が適切に行われているか、事業は適切に進捗しているか、アウトプットが出ているか、アウトプット目標の達成状況、事業実施を通じて学びはあるか等を把握し、プロセス分析を行い、事業の見直しの必要性について検討を加え、事業終了時のアウトカムの拡大を目指します。
- ③事後評価：事業を通じアウトカムが発現しているか、事業が効率的に遂行されたかを中心に、分析します。また当初の想定外で発生した波及効果についても、把握します。
- ④追跡評価：事業終了後、一定期間をおいて、支援対象の困窮女性の就業状況、生活環境の変化を抽出し、成功要因の分析を行い、今後の事業の改善、展開拡大につなげます。
なお、追跡評価は必須ではなく、必要に応じて実施する可能性があります。

10 選考について

(1) 審査方法

第三者の専門家による審査会を設置し、一次審査（書類審査）・二次審査（面談審査）を行います。一次審査通過団体は、二次審査での面談を行います。

※審査に先立ち、必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただきます場合があります。

※スケジュールについては、本公募要領P.14「13 スケジュール」をご参照ください。

(2) 選考結果の通知

全応募団体に書面にて選考結果を通知します。

11 選考基準

審査基準としては以下（①～④）の視点で審査を行います。

① 実行団体としての適格性

- これまで実施してきた様々な困難を抱える女性支援の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか
- 事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を整えているか

② 本事業の目的に沿っているか

- 社会状況や問題の構造、支援対象者のニーズや特性の把握を十分かつ具体的に行った上で課題を設定し、適切な事業提案ができているか
- 包括的支援モデルを構築するために、地域の他の支援機関、自治体・行政機関、他セクターの機関との連携・協働関係構築を作り出す工夫がされているか

➤ 【居住施設整備を含む場合】

- ✓ ニーズに応える居住空間が保たれた整備計画になっているか

（※居住地域の特性も踏まえ、居室数や面積、共有スペース等にも配慮されていること）

➤ 【土地・建物を購入する場合】

賃貸やリースなど他の方法ではなく購入することの必要性及び効果について説明できること
対象の物件を少なくとも10年間は本事業の以外の目的に転用しないこと
対象の物件を売却する場合には、資金分配団体の書面による事前承認が必要となり、売却時点での価額を返却すること

③ 計画の妥当性・実現可能性

- 事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか
- 助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる見込みがあるか
- 事業を通じて生み出される、最終受益者や活動地域への影響が十分か

- **【居住施設整備を含む場合】**
✓施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか（※）

④ 事業の先駆性・汎用性

- 取り組む事業に先駆性があるか
- 取り組む事業に他の団体のモデルとなる汎用性があるか

1 2 応募手続き

(1) 応募期間

2023年6月1日（木）～2023年7月31日（月）

(2) 応募書類

【指定書式】

※ 特設ウェブサイト (<https://www.public.or.jp/project/f1017>) より様式をダウンロードしてください

- (様式 1-1) 応募用紙（団体概要・事業計画書等）【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- (様式 1-2) 実施スケジュール【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- (様式 2) 資金計画書【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- (様式 3) 役員名簿【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- (様式 4) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- (様式 5) 申請書類チェックリスト
- (様式 6) 自己資金に関する申請書
- (様式 7) 助成申請書

【団体情報書類】

- 定款【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- 登記事項証明書（発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し）【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】

- 事業報告書(過去3年分) 【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】

【決算報告書類】

- 貸借対照表(過去3年分) 【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- 損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)(過去3年分) 【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】
- 監事及び会計監査人による監査報告書(過去3年分) 【※応募申請フォームからのアップロードでも提出のこと】

【整備する居住施設に関する書類】(居住施設整備を含む事業を申請する場合のみ)

《必須書類①》

●基本設計図

- ▶ 周辺関係図(縮尺は自由) 当該物件の敷地回り関係
(外構、接道状況や隣接の建築物等の状況がわかるもの)
- ▶ 平面図(縮尺は1/50あるいは1/100)
 - 内法寸方(天井高含む)記載
 - 建具伏図含む(想定しているベッド、建具を記載)
- ▶ 展開図(縮尺は1/50,1/100)
 - 標準個所、その他
- ▶ 防災・避難計画図(縮尺は自由)
 - 二方向避難経路(隣接敷地との関係等の明示等)、消防法の充足

※改築・改修の場合には「避難施設等に関する工事」の工事完了後の完了検査も添付

●基本設計及び現況の説明書(※以下の規定様式をお使いください)

- ・改築・改修の場合 … 別紙1-1(現況説明)、別紙2-1(基本設計の内容)
- ・新築の場合 … 別紙1-2(現況説明)、別紙2-2(基本設計の内容)

●見積書(費目別に算定したもの)

※基本設計に基づく概算で構いません

《必須書類②》

●現況図面

- 平面図(縮尺1/100)
- 展開図(縮尺1/100)

●建物の写真

外観・内観(外壁、屋根、基礎・土台がわかるもの)

●登記事項証明書

※既存の整備対象施設について、お手元があれば以下の書類もご提出ください

- 確認済証
- 検査済証
- 設計図書
- 消防法適合通知書
- インスペクション（建物状況調査）の報告書 ※過去数年以内のもの

《必須書類③》（※土地・建物を購入する場合のみ）

- 取得対象の物件の価格の適正性を確認するための書類
 - 仲介業者から、取得対象物件の類似物件に関する資料や、土地も取得する場合には近傍の土地に関する価格がわかる資料

《任意書類》（※既存物件の改築・改修の場合）

- 実施設計図

(3) 応募方法

応募書類は 2023年7月31日（月） までに、書面にて一式を郵送してください。

（※7月31日消印有効。配達記録が残る郵便または宅配便にてお送りください。）

また、以下書類については電子データの提供もお願いします。応募申請フォームより、7月31日（月）17:00 までにアップロードをお願いします。

【応募申請フォーム】 : <https://forms.gle/2JJ8CkcSQjTHHXtN6>

【アップロードが必要な書類】

《指定書式》

- (様式 1-1) 応募用紙（団体概要・事業計画書等） word 形式
- (様式 1-2) 実施スケジュール Excel 形式または PDF 形式
- (様式 2) 資金計画書 Excel 形式
- (様式 3) 役員名簿 Excel 形式
- (様式 4) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書 Excel 形式または PDF 形式

《団体情報書類》

- 定款 PDF 形式
- 登記事項証明書（発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し） PDF 形式
- 事業報告書(過去3年分) PDF 形式

《決算報告書類》

- 貸借対照表(過去3年分) PDF 形式

- 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）（過去3年分）PDF形式
- 監事及び会計監査人による監査報告書（過去3年分）PDF形式

（4）応募書類の送付先・問い合わせ先

【応募書類の送付先】

〒104-0043

東京都中央区湊2丁目16-25 ライオンズマンション鉄砲洲第3202号

公益財団法人パブリックリソース財団

「困窮女性の経済的自立支援事業」事務局（担当：黒木、渡邊、小澤）

※郵送締め切り：2023年7月31日（月）（当日消印有効）

【問い合わせ先】

応募に関してのお問い合わせは、特設ウェブサイト

（<https://www.public.or.jp/project/f1017>）内の問い合わせフォームからお問い合わせください。

お問い合わせは2023年7月31日（月）10:00までの受付となります。

※個人情報の取り扱いについてはパブリックリソース財団の個人情報保護方針

（<https://www.info.public.or.jp/privacy-policy>）をご覧ください。

1.3 スケジュール（助成事業開始まで）

2023年

6月1日～7月31日 公募

8月～9月中旬 一次書類審査・一次審査委員会開催

9月下旬～10月上旬 二次面談審査ならびに最終審査委員会開催・採択団体内定

10月～
現地訪問による事務局と実行団体との各種計画・契約内容の調整
※居住施設整備の場合は、事務局と建築専門家アドバイザーによる訪問にて現地確認・整備対象施設のインスペクションの実施（改築・改修の場合）

10月下旬～11月 契約締結・助成事業開始

2023年度分の資金提供（2024年3月末までの概算払い）

※スケジュールは現時点でのものであり、変更される場合があります。

1.4 その他注意事項等

- ・助成決定後、実行団体とパブリックリソース財団は「資金提供契約書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。（契約前の支払いは助成対象外となります。）

- ・助成金は、上記の助成手続き完了後1ヵ月以内に振り込みます。
- ・助成開始後6ヵ月ごとに「活動報告書」を提出していただきます。(各年度3月・9月に報告)
- ・報告会で活動報告していただく場合があります。
- ・助成を継続するか否かは、1年ごとに継続審査を経て決定します。
- ・助成開始後に組織概要や活動状況等をパブリックリソース財団のWEBサイト等にて公開します。
- ・助成開始後、事務局による非資金的支援に伴い、毎月進捗状況に関する打ち合わせをもつ他、複数回現場のご訪問をさせていただきますので、ご協力ください。
- ・助成決定した事業がやむを得ない理由により継続できなくなった場合や、目的や内容を大幅に変更する場合は、速やかに当財団に連絡し、所定の手続きを行ってください。
- ・当助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度です。当応募要項に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要があります。詳細は別紙「実行団体公募要領」に記載されていますので、必ずお読みになり、確認した上でご応募ください。

15 補足・留意点

(1) 居住施設整備を含む事業を申請する場合の留意点

①指定活用団体(JANPIA)の2023年度事業計画の助成方針では、「不動産を活用する事業については、土地の購入は、助成の対象外とし、賃貸のみを対象経費とする。

また、建物については、賃貸を原則とする」と定められました。

(https://www.janpia.or.jp/about/information/pdf/plan/2023_plan.pdf)

本事業は2022年度採択事業であることから、実行団体の事業において、不動産の取得(購入)も助成対象となります。つまり、居住施設整備を行う場合、土地や建物の取得にかかる費用を本助成金でカバーすることは可能です。

一方で、2023年度からの指定活用団体の助成方針変更もふまえ、事業申請にあたっては、賃貸や様々な土地の取得・活用方法などもご検討の上、他に代替手段がない場合について、土地、建物購入といったケースの申請を受け付けるものです。

居住施設整備については様々な形態が考えられ、必ずしも“建物や土地を購入し、所有権を取得する”契約方法だけではありません。

以下にあげるような不動産契約の手法や助成金使途の設定も可能であることを踏まえて、最も適切な契約方法を選択し申請をしてください。

不動産の取得(購入)を行う場合には、実行団体としての購入の必要性和期待される効果を十分に検討し、申請書類において説明を行うようにしてください。

また、土地・建物を購入する場合においては、その取得予定価格の経済的合理性などについて慎重に確認をすることとしておりますのでこの点もご留意ください。

なお、土地・建物購入の場合には、申請前に個別にご相談ください。

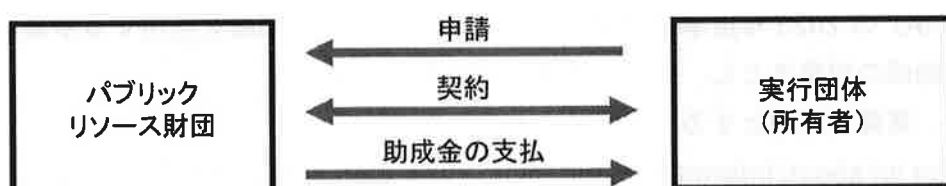
<例>

- 対象物件については「賃貸契約」を行うが、所有者との間で、一定の期間（本事業期間を超えて向こう10年、20年といった期間）を定めて、“特定目的使用の権利金”ないし“入居一時金”を支払い、月々の賃貸料を軽減する。これにより、実行団体が所有権を得るわけではないが、一定期間、本事業目的のために物件を効率的に活用することができるようにする。
- 対象物件について「建物のみを購入」し「所有権」を得る。ただし、土地は所有者から「借地権」のみを得る。この場合は、本助成金で、建物を購入する費用と、事業期間内の借地にかかる費用をカバーすることが可能となる。

②また、居住施設整備において、建物の新築・改修を行う場合、本助成事業における助成対象者と実施体制のイメージは、以下ようになります。

実行団体が必要に応じて、第三者（不動産事業者等）に業務の一部を委託することも可能です。また、その場合の経費も助成対象となります。

●実行団体と建物の所有者が同一の場合



●実行団体と建物の所有者が異なる場合



※この場合、助成金を受ける者は実行団体です。実行団体は当助成金を原資に、オーナーに対して新築費用または改修費用の資金提供をしてください。また、実行団体とオーナーとの間で必ず契約を結び、施設整備内容と資金提供に関する取り決めを行い、費用の精算を行ってください。

(2) 居住施設整備を含む事業を申請する場合の条件

- ✓ 物件の取得や既存物件の改築・改修建設、賃貸する住宅や土地について、具体的な想定プ

ランが既にあること

- ✓ なお、本助成金で物件取得を行う場合で、建物や土地の所有者が実行団体と異なる場合は、賃貸借契約の期間を最低5年以上結ぶこと。また、行政の制度上の大きな変化等ない限り、本事業を10年以上継続することを原則とする。
- ✓ ただし、居住施設を「賃貸物件」で確保する場合には、この要件を満たす必要はありませんが、助成期間終了後に本事業を継続させる具体的な施策を応募申請書に記載してください。
- ✓ なお、上記の前提条件に反して、本事業で整備した居住施設に関して、本事業の目的外のために転用したり、転売するといった行為が行われた場合には、施設整備にかかった助成金を原則、返金していただきます。

【施設整備上の留意事項】

住宅の改修工事にあたっては、関連法令（建築基準法、消防法、社会福祉法、生活保護法等）、及び整備地域の条例に基づき、実行団体が自ら関連機関等に確認の上、実行団体自身が責任をもって遵守してください。またこれら関連法令等に基づき必要となる申請手続き、関連法令等に求められる設置設備の設置等については、実行団体の責任において実施してください。

本助成事業としての採択通知は、関連法令に基づく許認可等ではありませんので、ご注意ください。

(3) 申請対象外となるケースについて

- ・ 同一の事業テーマで、同時期に複数の資金分配団体に申請することはできません。
- ・ 今回申請する事業費について、国や地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を含む）を受けている場合は、助成対象外となります。
- ・ 実行団体の要件に関しては、別紙「2023年度実行団体公募説明資料 P4」もご覧ください。

以上

